

令和2年(健厚)第211号

令和3年5月31日

## 主文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取消しを求めるということである。

### 第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によれば、以下の事実が認められる。

- 1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、利害関係人を事業主とする厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)及び健康保険法(以下「健保法」という。)の適用事業所(以下「本件事業所」という。)において、平成○年○月○日から同年○月○日までの間(以下「本件期間」という。)、監査役として使用されていたとして、同期間について被保険者資格を有していたことを確認する旨の請求(以下「本件確認請求」という。)をした。
- 2 機構は、平成○年○月○日付けで、請求人に対し、本件期間について、請求人が監査役地位にないことを確認したためとして、本件確認請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に再審査請求をした。

### 第3 当事者等の主張の要旨

(略)

## 理由

### 第1 問題点

- 1 厚生年金保険の適用事業所に使用される70歳未満の者及び健康保険の適用事業所に使用される者は、適用除外される

者を除き、その使用されるに至った日又はその使用される事業所が適用事業所となった日に被保険者資格を取得し、当該事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失することとなるが、この被保険者資格の取得及び喪失は、適用事業所の事業主の届出若しくは被保険者等の請求により、又は職権で、厚生労働大臣がこれを確認することによって、その効力を生ずることとされている(厚年法第6条、第9条、第12条、第13条、第14条、第18条、第27条及び第31条並びに健保法第3条第1項、同条第3項、第35条、第36条、第39条、第48条及び第51条)。そして、この確認等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、機構に委任されている(厚年法第100条の4第1項第3号、第7号及び第9号並びに健保法第204条第1項第4号、第7号及び第10号)。

- 2 本件において、請求人は前記「事実」欄第2の2記載の原処分を不服とし、本件期間中は、本件事業所において監査役として業務を行っていたから、被保険者資格を有していたと主張しているから、本件の問題点は、上記1の法令に照らし、原処分が妥当であると認められるかどうかである。

### 第2 当審査会の判断

- 1 本件記録によれば、以下の事実が認められる。
  - (1) 利害関係人及びその親会社であるa社(以下「a社」という。)は、A(以下「A」という。)が創業し、同人が長年にわたり経営を担ってきた会社であるが、その支配権を巡って、A及びB(Aの子)と、C(Aの妹・以下「C」という。)及び請求人(Cの子)との間で争いが生じた。
  - (2) Cは、平成○年○月○日開催のa社の株主総会及び取締役会により同社の代表取締役就任したとし、同日午前○時○分開催の利害関係人の臨時株主総会で、唯一の出席株主であるa社の代表者として議決権を行使し、利害関

係人の取締役8名中7名を解任し、Cほか1名を同社の取締役に、請求人を同社の監査役に選任する旨を決議した(以下「本件株主総会決議」という)。さらに、同日午前〇時〇分開催の利害関係人の取締役会で、Cを代表取締役を選任する旨の決議がされた(以下「本件取締役会決議」という)。

他方、これらの動きを察知したA側は、同日付けで、利害関係人の株主総会決議(会社法319条第1項のみなし決議)を行い、Cを取締役から、請求人を監査役からそれぞれ解任し、Aほかを取締役に選任する旨を決議し、同日〇時〇分開催の利害関係人の取締役会でAを代表取締役を選任する旨の決議をした。

- (3) これらの決議の効力をめぐって、双方が〇〇地方裁判所に仮処分を申請(平成〇年(ヨ)第〇〇〇〇〇号及び第〇〇〇〇〇号)したところ、同裁判所は、平成〇年〇月〇日付けの各決定で、① a社の株主総会決議は法律上不存在、取締役会決議は無効であり、利害関係人の本件株主総会決議は、Cがa社の代表者でないのに同社の代表者として議決権を行使して成立させた決議であるから、法律上不存在である、② 利害関係人の本件取締役会決議は、取締役でない者が取締役として成立させた決議であり、無効であると判断した。これらの決定は、そのころ確定した。
- (4) 本件期間中に、Cは、利害関係人の代表取締役として、請求人に対し、平成〇年〇月分及び〇月分の給与として各〇〇万〇〇〇〇円を支給したが、利害関係人は、その効力を認めておらず、請求人に対しその返還を求めるとしている。また、請求人が、本件期間において、利害関係人の監査役としてどのような業務を行ったのかを明らかにする資料はない。

## 2 以上の事実に基づいて判断する。

- (1) 厚生年金保険及び健康保険において、その被保険者となるのは、これら

の各保険の適用事業所に「使用される者」であるが、この「使用される者」とは、事実上の使用関係があることをいい、事実上の使用関係があるか否かの判断は、労務の提供の有無、その対償としての報酬の支払の有無、人事労務管理の有無等の実態に照らして、個別具体的に判断するのが相当である。

- (2) 上記1認定の事実によれば、請求人が監査役に選任された本件株主総会決議は不存在とされているから、請求人は本件期間において利害関係人の監査役に就任していないし、請求人に対する平成〇年〇月分及び〇月分の給与の支給は、代表権のない者の行為によって行われたものである。そして、請求人が、本件期間において、監査役として利害関係人の業務を行ったことを認めるに足りる資料はない(平成〇年〇月〇日以降は、A側とC側の双方が互いに利害関係人の代表権を主張し、相手側の業務執行を認めない状況にあったところ、このような状況の中で、仮に請求人が何らかの行為を行ったとしても、その行為が利害関係人との間で、客観的な業務執行と評価できるものであったことを認めるに足りる資料はない)。

- (3) したがって、請求人が本件期間において、本件事務所に使用される者であったことを認めることはできない。これと同旨の原処分は適法かつ妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。